

児童手当制度改正に伴う法令等の改正予定

名 称	施行時期(予定)	概 要
法 律		
児童手当法	平成19年4月1日	3歳未満の児童のうち、第1・2子に対する手当額を5千円から1万円に引き上げる。
政 令		
児童手当法施行令	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
平成19年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	平成19年4月1日	平成19年度における拠出金率を定める。 (拠出金率:1.3/1000(予定))
省 令		
児童手当法に基づく拠出金等の納付手続きの特例に関する省令(財務省令)	平成19年4月1日	児童手当法第20条第2項～4項に掲げる者に対する納付書の変更(特別会計の名称の変更)。
児童手当法施行規則	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
通 知		
児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正の趣旨及び内容等について。
児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(依命通達)(次官通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、様式の必要最小限の変更等を行う。
市町村における児童手当関係事務処理について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	—	改正なし
地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)(※国家公務員)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
厚生保険特別会計児童手当勘定に係る支出事務等の委任について(課長通知)	平成19年4月1日	特別会計の名称の変更を行う。